

暮らしの i Information

募集

非常勤職員（保育士）

- 勤務先／俱知安保育所
- 雇用期間／平成30年1月～（6ヵ月後更新有、最長で平成31年3月末まで）
- 勤務時間／月々金曜日、7時45分～18時までの間の8時間程度、土曜日は交代で最大2回程度の出勤
- 勤務内容／保育業務全般
- 応募資格／町内在住で保育士資格所持者（近隣町村在住者は要相談）
- 賃金／町規定による月額賃金（社保、雇用保険有）
- 申込方法／履歴書とハローワークからの紹介状を添えて12月22日（金）までに、提出してください

■俱知安保育所 ☎22-1594

- ②平成30年3月1日～平成30年3月20日
- 町文化福祉センター（公民館）にチラシがありますのでお気軽にお問い合わせください。

歩くスキーの会会員

- 冬の運動不足解消のため参加してみませんか。
- 活動期間／12月16日（土）～平成30年3月末
- 活動日／火曜日を除く毎日、9時30分～16時
- 活動場所／きたろくグラウンド
- その他／会費、貸しスキー無料、休憩所有、参加希望者は左記まで

■町田村 ☎090-8371-5631

■渡辺 ☎090-5226-4726

開催

新年交礼会

- 日時／平成30年1月5日（金）10時～
- 場所／ホテル第一会館
- 会券代／千円
- 申込／12月22日（金）までに町総務課総務係または俱知安商工会議所にて会券をご購入ください

■町総務課総務係 ☎56-8000

スキー技術選手権大会

- エキスパートスキーヤーのチャレンジをお待ちしています。
- 日時／平成30年1月6日（土）9時～
- 会場／グラン・ヒラフスキー場
- 参加資格／SAJパッジテスト1

自衛官募集

防衛大学校（一般・後期）

- 受験資格／18歳以上21歳未満の高卒者または高専3年次修了者（見込含）
- 受付期間／平成30年1月20日（土）～1月26日（金）
- 試験期日／平成30年2月17日（土）（二次）、3月9日（金）（二次）
- 高等工科学校生徒
- 受験資格／男子で中卒（見込含）17歳未満
- 受付期間／11月1日（火）～平成30年1月9日（火）
- 試験期日／平成30年1月20日（土）（二次）、2月1日（火）～4日（金）（二次）

■俱知安地域事務所 ☎23-3540

■笹山 武 市 ☎22-2433

■佐名木 幸 子 ☎22-4302

級以上、今年度のSAJ会員登録者で15歳以上の方

- 競技種目／小回り（整地）、小回り（不整地）、大回り（整地）
- 参加料／2千円
- 締切／12月27日（火）正午まで
- 申込方法／参加料持参のうえ、町総合体育館へ

■町総合体育館 ☎22-2288

くらし・なんでも巡回相談会

- 日時／12月12日（火）10時～12時
- 場所／町保健福祉会館多目的ホール
- 内容／
 - (1)生活困窮に関する相談
 - (2)法律に関する相談
 - (3)介護や生活、健康に関する相談
 - (4)仕事や雇用に関する相談
 - (5)その他／右記を含めて専門家におつなぎします
- 相談費用／無料
- 受付／受付不要。お気軽にお立ち寄りください

■町特定非営利活動法人しりべし圏域総合支援センターくらし・しごと相談処しりべし

☎0135-48-6227

歳末物資配分

- 社会福祉協議会では、歳末を暖かく、安心して過ごせるよう毎年恒例の歳末物資配分を行います。なお、配分物資の受付も随時行っています。（不用品を処理する目的での寄贈はご遠慮ください）
- 対象者／町内にお住まいの生活困窮世帯（生活保護を受給されている方を含む）

清水 礼 子 ☎22-0075

古谷 和 之 ☎23-3165

町営住宅入居者募集

- 募集期間／12月1日（金）～14日（木）
- 一般世帯向け（家族向け）
 - ・南6条団地（南6東5）
 - 浴室・浴槽無 3DK 1戸
- 南9条団地（南9西2）
 - 浴室有、浴槽無 3DK 1戸
 - 修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります。
- 申請には所得制限などがあります。詳細はお問い合わせください。

■町建設課住宅係 ☎56-8012

■スキーパトロール赤十字奉仕団

■対象／18歳以上のスキーパトロールボランティア活動に興味のある方

- 日時／12月20日（木）、10時～
- 会場／町保健福祉会館会議室

■町社会福祉協議会 ☎22-4150

カレンダーリサイクル市

- 日時／平成30年1月13日（土）10時～15時、14日（日）10時～14時
- 場所／絵本館2階（青少年センター）

■2018年（平成30年）版のカレンダー・手帳を提供していただける場合は絵本館までお持ちください。（タオル・ボールペンなども受け付けます）開催前日まで受付。

■なお、売上金は、お話し会の材料費、本の修理、絵本の寄贈などに使われます。

■絵本館を育てる会 ☎22-0055

成人記念式典「はたちのつどい」

- 日時／平成30年1月7日（日）14時～（受付13時）
- 場所／町文化福祉センター
- 対象者／平成9年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた方
- その他／
 - ①住民登録がある方には12月上旬に案内を発送します
 - ②現在、就学・就職などで俱知安町に住民票がない場合でも出席できます。参加希望者は左記まで連絡をお願いします

■町社会教育課 ☎22-4151

周知

「ヘルプマーク」の配布について
援助や配慮を必要としていること

医療費控除の「特例」（セルフメディケーション税制）制度が平成29年分の確定申告から始まります。こちらは従来（上記）の医療費控除と違い、定期健診などを受け健康の維持増進および疾病の予防への「取組」を行っている方と認められる方が購入した、一定の医薬品の費用の一部について所得控除が認められる制度です。
※この特例を受けると従来の医療費控除を受けられず、どちらを適用するか選ぶこととなります。また、提出する明細書も従来の医療費控除とは別の様式です
・申告の際に必要な取組の証明書類や該当医薬品、明細書の記載方法など、詳しくは国税庁および厚生労働省ホームページをご参照ください
■町税務課住民係 ☎56-8003

- 活動場所／旭ヶ丘スキー場、グランヒラフスキー場、花園スキー場
- 主な活動日／スキー場の活動期間（12月中旬～4月下旬の休日および祝祭日）
- 年会費／2千円
- その他／入会後に救急法、雪上安全法Ⅰ・Ⅱの資格取得ができます

■俱知安スキーパトロール赤十字奉仕団事務局 ☎090-11930-2068（野中）

放送大学4月入学生募集

- 放送大学はテレビ・ラジオ・インターネットを使って自宅で学べる正規の大学です。15歳以上の方なら学力審査なしで書類選考のみで入学できます。
- 【出願期間】
 - ①12月1日～平成30年2月28日

が外見からでは分からない（義足や人工関節、内部障がい、発達障がい、妊娠初期などの方）に「ヘルプマーク」を配布しています。

■申請場所／町保健福祉会館

■福祉医療課福祉係 ☎23-0500

北海道女性の活躍支援センター専門家相談会

- 女性を対象に電話、面談による専門家の無料相談会を開催します。
- 開催日／12月6日（火）※予約優先
- 分野／子育て
- 相談員／北川仁美（一般社団法人アイエムアイ理事長）
- 詳しくは電話またはHPを確認
- http://www.j-north.jp/katsuyaku/

■北海道女性の活躍支援センター

☎011-204-5711

空き家の管理について

全国的に問題になっている「空き家」。建物は所有者の「財産」なので、空き家についても、町が積極的に関わる必要があります。所有している空き家がありましたら、本格的な雪が降る前に建物と敷地の管理（除雪・落雪対策、冬囲い）について、今一度ご確認と対策をお願いします。また、通行人など第三者に危害を及ぼすような管理不全の空き家で、所有者などと連絡が取れない、または対応してくれない場合があります。また、町住民環境課生活安全係にご相談ください。（お隣同士の関係に限定される場合は、町が関わることはできません）

●町住民環境課生活安全係
☎56-8005

春休み海外研修交流事業

●内容／ホームステイ、英語研修、文化交流、地域見学、野外活動など

●日程／平成30年3月22日(木)～平成30年4月4日(木)のうち6～10日間
●研修国／イギリス、カナダ、スイパン、ニュージーランド、フィリピン、カンボジア

●対象／小3～高3まで
●定員／10～20名
●参加費／22万8千～45万8千円
※日程および対象はコースにより異なります

●公益財団法人国際青少年研修協会
☎03-6417-9721

小中学生書き初め大会

●日時／平成30年1月10日(水)10時～(受付9時30分)

●場所／世代交流センター
●主催／町青少年育成会

●参加申込書は各学校を通じて配布
●お題―
◇小学1・2年生 へいわ
◇小学3・4年生 青い空
◇小学5・6年生 平和の朝
◇中学生 歴史に学ぶ

特設人権相談

●日時／12月4日(月)、13時～16時
●場所／町保健福祉会館会議室
●内容／札幌法務局俱知安支局職員や人権擁護委員が人権に関する相談

消防署からのお知らせ

落雪事故に注意しましょう
今年も雪が降り積もり、除雪に大変苦慮されていることと思いが、毎年屋根の雪下ろし作業や除雪中の転落事故などが発生しています。このような作業などを行う場合は次のことに注意しましょう。
・気温が上がる午後などは、屋根の雪の緩みに注意する
・すべり止めの付いた靴を履き、安全な服装で作業する
・転落防止のために命綱を必ず使用する
・はしごをしっかりと固定し、昇り降りには特に注意する
・必ず2人以上で作業を行い、やむを得ず1人で行う場合は家族や隣近所に声をかける
・軒下からの雪やつららの落下に注意をし、軒下では子どもたちを遊ばせない
これらのことに注意して安全な作業を心掛けましょう。

10月末までの災害出動状況

	平成29年	平成28年
火災	11件	6件
救急	708件	684件
救助	21件	31件
その他	138件	73件

●談をお受けします
●俱知安人権擁護委員協議会事務局
☎22-0232 (札幌法務局俱知安支局内)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されています

●国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において当年中に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。このため、平成29年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬頃から、平成29年10月3日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方へは、平成30年2月1日に送付されます。控除証明書のかわりに領収証書を添付しても控除されます。この証明書についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

赤十字講習会

●けがや急病、交通事故などが発生した場合の正しい対処法を学ぶ講習です。

●赤十字雪上安全法救助員養成Ⅱ
スキーパトロールのスキー技術、ゲレンデでの応急手当について学習します。

●日時／平成30年1月20日(土)～21日(日)9時～16時
●受講対象／雪上安全法救助員養成Ⅰの資格を有する方

●場所／町旭ヶ丘スキー場
●受講料／300円(当日)※別途

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件
▽窃盗(職場ねらい) 事件の発生勤務中、職場休憩室に置いた手提げバッグから現金が盗まれました。
▽器物損壊事件の発生 駐車中の車両にスプレーで落書きされる事件がありました
▽窃盗(車上ねらい) 事件の発生 窃盗目的で、一般住宅に駐車中の車両の鍵穴が破壊されましたが、盗まれた物はありませんでした。

交通事故

▽10月6日、国道の十字路交差点において、前方不注意により、信号待ち停止中の車両に追突する事故が発生しました
▽10月25日、国道の直線路において、右方から飛び出したきた鹿と衝突する事故が発生しました

10月末までの町内交通事故発生状況

	平成29年	平成28年
人身	20件	31件
物損	445件	496件
死者	0名	0名

消費者コーナー
俱知安消費者協会

12月はお金の忙しい月です
●悪質な業者が私たちを狙っています
「自分だけは大丈夫」と思わないで「だまされないための十か条」をしっかり守って被害を防ぎましょう!!

「だまされないための十か条」

- 1 「うまい話、この世にない!!」
- 2 ドアを開ける前に、まず目的を聞く
- 3 「話だけでも聞いてみよう」はキケン!!
- 4 点検を装う業者、気を付けて
- 5 うますぎるもうけ話には落とし穴
- 6 身に覚えのない請求には応じない
- 7 疑おう、人のふところ聞く業者
- 8 勇気を出してきっぱり断ろう!!
- 9 しつこく言い寄る相手には110番
- 10 簡単に署名押印せず
「契約は急がず慎重に」

●消費生活相談室(公民館1階団体室)
●月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

●リフト代がかかります
●申込／平成30年1月10日(木)までに氏名、住所、電話番号、生年月日を入れて「日本赤十字社俱知安町区分」宛てに申し込み

●日本赤十字社俱知安町区分(町住民環境課生活安全係内) ☎56-8005 (FAX)23-2044

知っていますか? 建退共制度

●この制度は建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的としており、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに退職金を支払う制度です。
●加入できる事業主/建設業を営む方
●対象となる労働者/建設業の現場で働く人
●掛け金/310円

アイヌの方々のための相談電話

●日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。
●相談無料、匿名可、秘密厳守
●相談専用電話(専用フリーダイヤル) ☎0120-771-208
●受付/月～金曜日※祝日、12月29日～1月3日を除く
●時間/9時～17時

法廷ってどんなところ?

●ドラマやCMなどで、裁判官が木づちを持っていることがあります。おそらくアメリカの法廷のイメージが定着したものと思われるが、日本の法廷では木づちは置かれていません。
●法廷では、一番高い位置に裁判官がいます。裁判官は「法服」と呼ばれる黒い服を着用しており、これは、「何ものにも染まらない」公平性を表しているそうです。素材は、昔は絹100%でしたが、今は混紡となっているそうです。破れたりしたときは、新しいものと交換となるそうなので、絹にこだわりのある裁判官は、繕いながら大切に使っているそうです。
●法廷では、裁判中の録音・録画は一般的に禁止ですが、メモをとることはできます。実は、平成元年ころまでは、メモも禁止でした。(事実上の黙認はあったようですが)しかし、あることがきっかけで、認められるようになったのです。
●レベタさんというアメリカの弁護士が、日本での裁判傍聴の際、メモを取る許可を複数回求めましたが、許可されませんでした。そこでレベタさんは、メモを取る権利があるはずだとして、訴えを提起しました。最高裁はこれに対し、「特段の事情のない限り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条1項の規定の精神に合致する」と述べ、これをきっかけとして、法廷でのメモが広く認められるようになったのです。
●今、私たちが当然のようにメモをとり、報道で裁判の詳細を知ることができるのは、一人のアメリカの弁護士の闘いがあったからだ考えると、裁判報道の見方も変わるかもしれませんね。

俱知安ひまわり基金法律事務所
弁護士渡邊 恵介
☎21-6228
www.kutchan-himawari-lawoffice.com

11月15日(水)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成29年10月末現在

人	口	15,327人(前月比-16)
男		7,723人(前月比-9)
女		7,604人(前月比-7)
世帯数		7,975世帯(前月比-11)
うち外国籍住民		542人(前月比-5)